

# 飯塚市遺族連合会補助金交付要綱

平成24年2月24日

飯塚市告示第55号

改正 R3-370

(趣旨)

第1条 この告示は、戦没者遺族が戦没者の慰霊、顕彰と遺族の福祉増進のために行う自主的な活動を支援することを目的に、飯塚市遺族連合会に対して補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 慰霊巡拝事業
- (2) 慰霊祭開催事業
- (3) 慰霊追悼式典参列事業
- (4) 遺族に対する福祉増進事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役員費、賃借料、委託料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助事業の変更)

第5条 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業の変更を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(R3-370追加)

(実績報告の提出)

第6条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後30日以内に規則第13条に規定する補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、書類の様式その他の補助の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日 告示第370号)

この告示は、告示の日から施行する。